



厚生労働省では、「職場における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の企業の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。

表彰によりその取組を広く周知し、男女ともに職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進することを狙いとしています。

●厚生労働大臣最優良賞

★過去に均等推進企業部門またはファミリー・フレンドリー企業部門の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取組が進んでいる。

★もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

均等推進企業部門

- ★ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ★ポジティブ・アクションとして、採用拡大、職域拡大、管理職登用または職場環境・職場風土の改善に取り組んでいる。
- ★ポジティブ・アクションの取組のうち、女性のみを対象または女性を優遇する取組は、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。等

※ポジティブ・アクションとは男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

ファミリー・フレンドリー企業部門

- ★両立指標の点数が一定程度以上である。
- ★法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- ★男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- ★時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- ★年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- ★次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。等

※両立指標とは企業自ら自社の仕事と家庭の両立策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら

<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

均等・両立推進企業表彰ファミリー・フレンドリー企業部門表彰基準

○都道府県労働局長優良賞

- ①両立指標の評価結果が、カテゴリーごとにおおむね30%以上であること。
- ②両立指標の点数が、労働者数301人以上の企業については220点以上、労働者数300人以下の企業については200点以上であること。
- ③以下アからオまでの措置のすべてを実施しているものであること。
 - ア育児・介護休業法を上回る育児休業制度が導入されていること。
 - イ育児・介護休業法を上回る介護休業制度が導入されていること。
 - ウ小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定労働時間の短縮措置等が導入されていること。
 - エ企業として両立支援に取り組む方針を明確にしていること
 - オ次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること、または認定を目指していること。
- ④過去3年間において、男性労働者の育児休業取得の実績があること。
- ⑤過去3年間において、在籍中出産した女性労働者の80%以上が育児休業を取得していること。
- ⑥法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者一人当たり年150時間未満であること。
- ⑦年次有給休暇の取得率が、企業全体で平均して50%以上であること。
- ⑧仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
- ⑨その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われていること。
- ⑩応募時点において、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の義務規定違反がないこと。
- ⑪上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

○都道府県労働局長奨励賞

- ①両立指標の評価結果が、カテゴリーごとにおおむね30%以上であること。
- ②両立指標の点数が、労働者数301人以上の企業については190点以上、労働者数300人以下の企業については170点以上であること。
- ③以下アからオまでの措置のすべてを実施しているものであること。
 - ア育児・介護休業法を上回る育児休業制度が導入されていること。
 - イ育児・介護休業法を上回る介護休業制度が導入されていること。
 - ウ小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定労働時間の短縮措置等が導入されていること。
 - エ企業として両立支援に取り組む方針を明確にしていること
 - オ次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること、または認定を目指していること。
- ④過去3年間において、男性労働者の育児休業取得の実績があること。
- ⑤過去3年間において、在籍中出産した女性労働者の80%以上が育児休業を取得していること。
- ⑥法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者一人当たり年150時間未満であること又は年次有給休暇の取得率が、企業全体で平均して50%以上であること。
- ⑦仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
- ⑧その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われていること。
- ⑨応募時点において、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の義務規定違反がないこと。
- ⑩上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。